

資料番号 4 および 5 について

資料番号 4 は、パブリックコメントの実施にあたって、本町で配架・回覧している資料物です。自治会にご協力いただいて回覧している資料（A 4 両面刷）と、パブリックコメント期間中に公共施設等に配架している計画の概要版の 2 種類をご用意しました。

1～2 ページの『子ども子育て支援事業計画（改定版）』については、回覧資料、概要版ともに同一の資料を使用しました。3～4 ページは『一般廃棄物処理基本計画』の回覧資料で、それ以降のページは配架用の概要版です。

資料番号 5 はパブリックコメント実施にあたって、町の広報誌でお知らせした誌面です。現在、町の広報誌の担当（広報戦略課）で定型的に運用している内容ですので、資料番号 4 の内容と併せまして会議当日に皆様から改善点等のご意見を賜れたらと考えています。宜しく願いいたします。

聞かせてください！！あなたのご意見 パブリックコメント（町民意見の公募）

『寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）』（案）

パブリックコメントは、町が条例や計画などを策定するときに、その内容を広く公表し、意見を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するものです。

町では「寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）」がまとまりましたので、みなさんの意見を聞かせてください。

<意見提出時の留意事項>

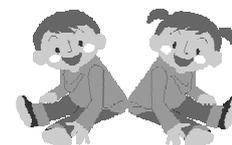
- 【募集期間】 平成29年9月27日（水）から平成29年10月26日（木）
- 【対 象】 寒川町内在住、在勤または在学の人、町内の事業者、町内で活動する団体
- 【閲覧場所】 町役場1階ロビー、子育て支援課、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、寒川総合体育館、子育て支援センター、木島医院、高山産婦人科・内科、玉井小児科、林こどもクリニック、町内各保育園、町内各幼稚園、町ホームページ
- ※閲覧・配付は各施設等の開庁・開館等時間中に限られます（町ホームページを除く）。
- ※資料配付閲覧期間は、意見募集期間と同じです。
- 【提出方法】 所定の用紙または任意の用紙に、ご意見・住所・氏名（団体等の場合は所在地）をご記入の上、閲覧場所にある意見募集箱へ直接、または子育て支援課へ郵送か直接、ファクスまたはEメール（町ホームページから）でご提出してください。
- ※ご意見は内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともに、後日公表します。その際、住所や名前・団体名等は公表しません。ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

◇寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）

町では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「寒川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指しています。

国が示す指針等に照らして、計画値と実績値に大きな差が生じている事業があることから、平成27年度・平成28年度の実績や各事業を取り巻く状況をふまえながら、中間年である本年度、計画の一部を見直します。

このたび、見直し内容をまとめた改定版（案）を作りましたので、パブリックコメントを実施し、みなさんのご意見をお伺いするものです。



◆『寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）』の概要◆

I どんな計画なのか？（計画の概要）

寒川町子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、平成27年3月に策定したものです。

策定にあたっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて決めました。

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

II どうして見直すのか？（見直しの考え方）

国の基本指針において教育・保育施設の「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要」という方針が示されており、具体的には平成29年1月に内閣府が示した中間年の見直しのための手引きにおいて「平成28年4月1日の実績値と見込み量とが10%以上乖離している場合」とされています。

この基本指針に則り町として判断した結果、教育・保育施設について利用量及び確保提供量の見込みについて見直すとともに、地域子ども・子育て支援事業についても、平成28年度の計画値と実績値が大きく乖離している事業について、併せて見直すものです。

III 何をどう見直すのか？（今回見直す項目と見直しの方向性）

次の項目について、平成27年度・28年度の実績と各事業を取り巻く状況を踏まえながら、寒川町人口ビジョンによる推計人口をベースとして平成29年度から平成31年度までの数値を見直すものとします。

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

- (1) 幼稚園
- (2) 認可保育所
- (3) 認定こども園 ※今回の見直しに伴い新たに追加

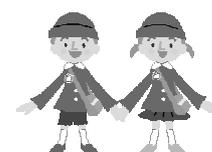


2 地域型保育（主に3歳未満の乳幼児に対する保育で町の認可事業）

- (1) 小規模保育事業 ※今回の見直しに伴い新たに追加
- (2) 家庭的保育事業 ※今回の見直しに伴い新たに追加

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- (1) 利用者支援事業（母子保健型） ※新たに施策を追加
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 8-1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
- 8-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）
- (9) 延長保育事業
- (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ※新たに施策を追加



※ 上記の番号は、寒川町子ども・子育て支援事業計画第1章35ページから44ページまでの当該項目の番号に対応しています。

※ 寒川町人口ビジョンは、少子高齢化対策の取組みを一層推進するため、人口動態などの各種統計情報、転入・転出や結婚・出産・子育てに関する町民アンケート、町民ワークショップ等の基礎調査結果をもとに人口の将来展望を示したもので、平成28年3月に策定しました。



ゴミ野ゲンソウ

ごみを減らすために！ ごみの計画にご意見をください！

特に

「減量化資源化の目標」

「計画達成のための具体的取り組み」

「町民・事業者が行う具体的取り組み」

についてのご意見を募集しています！

なぜごみを減らさないといけないのでしょうか？

寒川町には、最終処分場がありません。ごみを燃やした灰は県外の民間施設に処分を委託しています。しかし、最終処分場に埋め立てられる量は残りわずかとなり、ごみを減らすことがとても重要となっています。

今回の一般廃棄物処理基本計画（改定素案）は、寒川町のごみの処理に関する環境の変化などを考慮し、寒川町におけるごみの減量、循環型社会の構築、4Rの推進、生活排水の適正処理等の目標を達成することを目指し、現行の計画を見直した案です。

4Rとは・・・

リデュース（ごみの減量）リユース（再使用）リサイクル（再生利用）
リフューズ（ごみになるものを拒否）の4つのリ（R）をとったものです。



パブリックコメントとは

パブリックコメントは、町が条例や計画などを策定するときに、その内容を広く公表し、意見を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するものです。

詳細は裏面をご覧ください。

＜意見提出時の留意事項＞

【募集期間】

12月1日（金）～1月4日（木）

【対 象】

町内在住か在勤または在学の人、町内事業者、町内で活動する団体

【閲覧場所】

環境課、町役場1階ロビー、町民センター、同センター分室、北部・南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、寒川総合体育館、町ホームページ

※各施設では、閉庁日、休館日等の閲覧はできません。

※資料配付閲覧期間は、意見募集期間と同じです。

【提出方法】

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に、必ず住所・氏名（団体の場合は団体名と所在地）などをご記入の上、資料配布・閲覧場所にある意見募集箱へ直接、または環境課へ郵送か直接、ファクスまたはEメール（町ホームページから）でご提出ください。

※お寄せいただいたご意見は、内容ごとに整理・分類し、これに対する町の考え方とともに後日公表します。ご意見を提出された方への個別の回答はいたしません。

問い合わせ先 寒川町環境経済部環境課資源廃棄物担当
住所：〒253-0196 寒川町宮山165番地
電話：0467-74-1111 内線 436 ファックス：0467-74-1385
Eメール：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp

ごみダイエツトチャレンジ!

一般廃棄物処理基本計画（改定素案）

概要版

平成29年11月

寒川町

計画改定における基本的な考え方

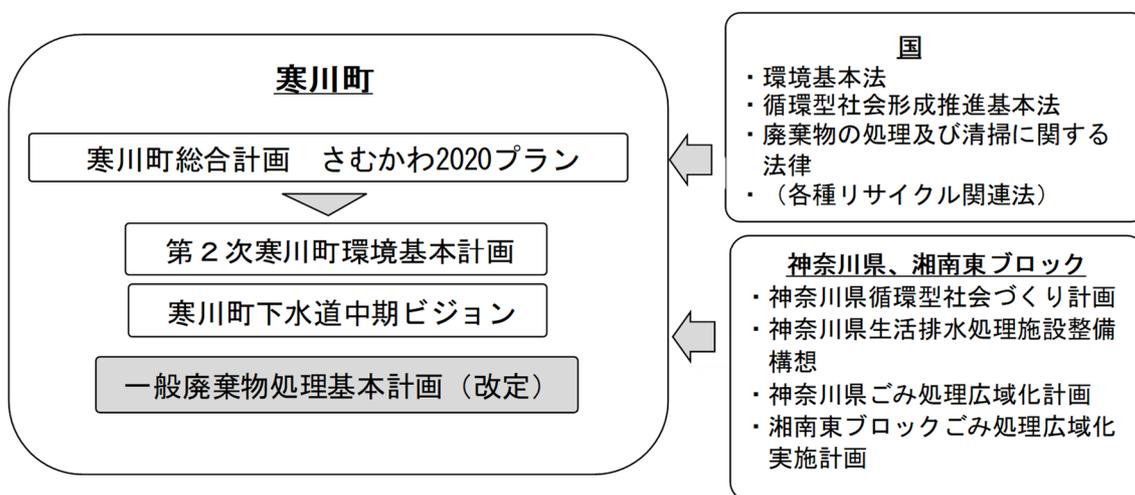
1. 計画改定の趣旨

本計画は、現行計画策定から3年を経て、本町のごみ処理に関する環境の変化や、国及び神奈川県各種計画が改定されたことを考慮し、本町における循環型社会の構築、4Rの推進、また生活排水の適正処理等の目標を達成することを目指し、計画を見直したものです。

2. 計画の枠組み

1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の計画である「寒川町総合計画 さむかわ2020プラン」、「第2次寒川町環境基本計画」、「寒川町下水道中期ビジョン」、国、神奈川県及び湘南東ブロックの各種計画との整合を図っています。



2) 計画の期間

本計画は、平成 30 年度を計画初年度、平成 35 年度を計画目標年度とし、平成 32 年度を中間目標年度とします。

計画の期間：6 年間

- ・ 計画初年度：平成 30 年度
- ・ 中間目標年度：平成 32 年度
- ・ 計画目標年度：平成 35 年度

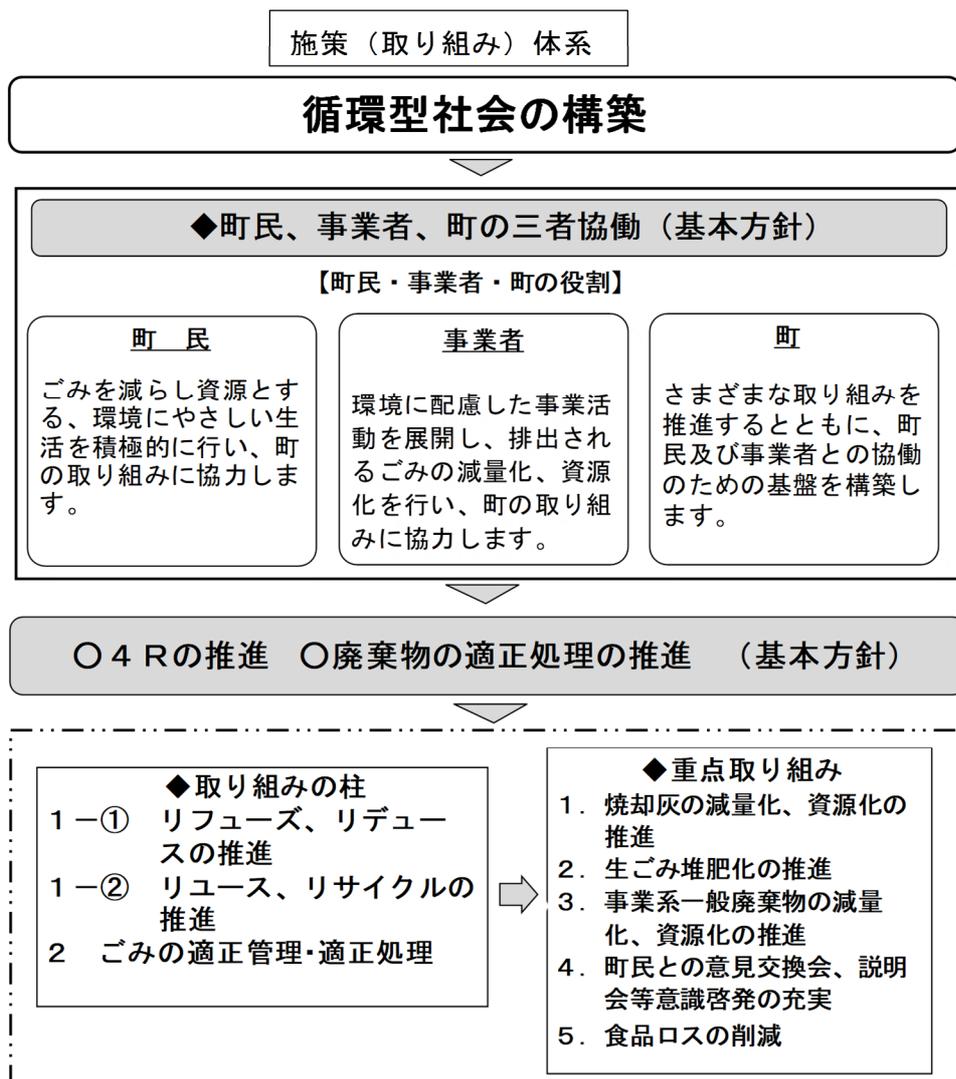
第 1 編 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

【基本方針】

1. 町民、事業者、町の三者協働による循環型社会の構築を目指します。
2. 4 R の推進、適正な廃棄物処理を行い、ごみの減量化・資源化を推進します。

※4 R とは、リデュース（ごみの減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（ごみになるものを拒否）の 4 つの R をとったものです。



2. 減量化・資源化の目標

計画では、国及び神奈川県の目標値を参考とし、以下のとおり設定します。

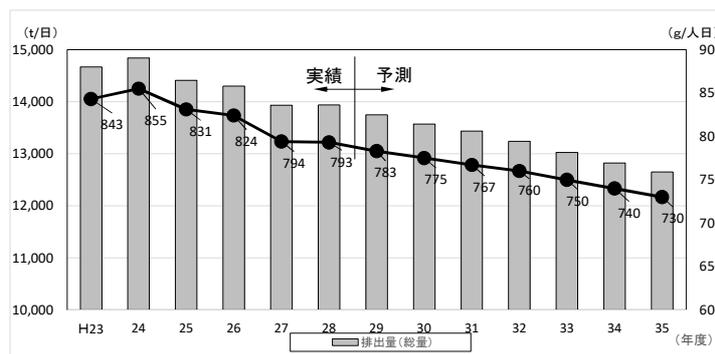
項目	平成28年度 (現状)	平成32年度 (中間目標年度)	平成35年度 (計画目標年度)
人口	48,116人	47,709人	47,345人
一人1日当たり ごみ排出量	793g	760g	730g
一人1日当たり 家庭系ごみ排出量	467g	462g	458g
リサイクル率	28.6%	31.4%	33.2%
年間総排出量	13,937t	13,235t	12,650t

3. ごみ処理の現状及び予測

【ごみ排出量】

平成28年度(実績)のごみ排出量は、13,937t(1人1日当たり793g)でした。

将来のごみ排出量は、平成35年度では12,650t(平成28年度に比べて9.2%の削減)、1人1日当たりでは730g(平成28年度に比べて7.9%の削減)と推定されます。これは事業系ごみの排出抑制策の実施や、食品ロスの推進など各種排出抑制策の取組によるものです。

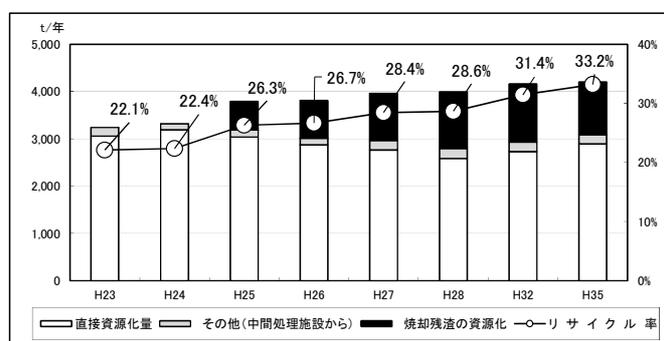


【資源化量及びリサイクル率】

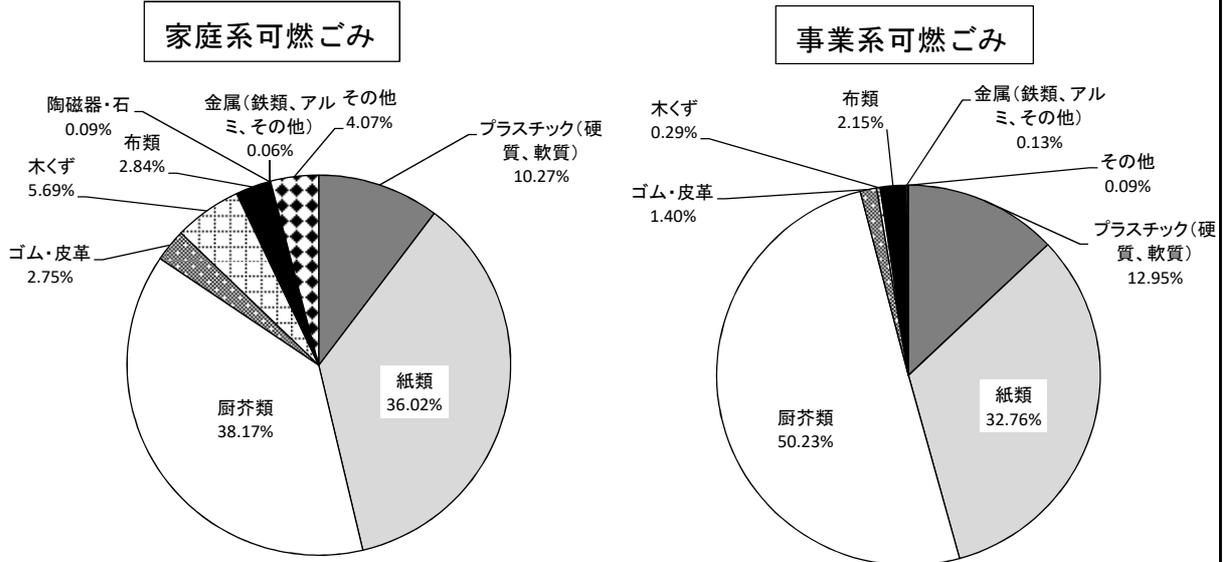
平成28年度の資源化量は、3,992t(リサイクル率28.6%)でした。

平成35年度は、4,199t(リサイクル率33.2%)と推定されます。

これは、焼却灰(焼却残渣)の資源化の推進によるものです。



【ごみの組成分析調査結果（重量割合）】



家庭系可燃ごみに含まれる未利用食品の例



事業系可燃ごみに含まれる未利用食品の例



4. 町民・事業者が行う具体的取り組み

町民・事業者の皆さんに実践して頂く、主な取り組みを以下に示します。

【町民の取り組み】

①リフューズ・リデュースの推進

取り組み	行動内容
買い物時にはリフューズ・リデュースを実践しましょう	<ul style="list-style-type: none"> 買い物袋、マイバックを持参しレジ袋や過剰包装を断るよう心がけましょう。 詰替製品や付替製品の購入を心がけましょう。
生ごみの減量を心がけましょう	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみに含まれる水分は約 60%。これら水分も排出量に含まれています。よく絞ってから出すように心がけましょう。 出ってしまった生ごみは生ごみ処理器（キエー口等）を活用することでごみとして出すことなく処理できます。

取り組み	行動内容
食品ロスをなくしましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・食品を購入する際には、必要となる量を把握し、購入した食品を使い切りましょう。 ・食品を調理する際には、多く作りすぎずに適量を作り、食事は食べ切りましょう。 ・3010 運動を心がけ、食べ残しをなくしましょう。
資源物は適切に出すことを心がけましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・びんや缶、プラスチックといった資源物は、汚れていると資源になりません。きれいにしてお出しすることを心がけましょう。 ・指定収集袋の中に口をしばったレジ袋が入っていると、可燃ごみとして処分されてしまうことがあります。各種プラスチックはレジ袋に入れず、別々に出しましょう。 ・衣類、布類は回収し、再使用されます。濡れてカビがはえると可燃ごみとして処分されてしまうことがあります。天候の悪い日には、出さないようにしましょう。

②リユース・リサイクルの推進

取り組み	行動内容
リサイクルショップやフリーマーケットを利用しましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・不要になったものを再使用するのはごみ減量化に非常に有効です。地域で開催されるイベントなどの機会をぜひ利用しましょう。
資源物は必ず分別して出しましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を徹底することにより、リサイクルは推進します。ごみと資源は必ず分けて出しましょう。

【事業者の取り組み】

取り組み	行動内容
ごみ処理に関する計画を策定しましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者は、減量化等計画書を作成し、ごみの減量化、資源化への目標を明確にしましょう。 ・減量化策定計画書の対象とならない事業所においても、目標を立ててごみを減らすようにしましょう。
毎月のごみ量を把握しましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の排出量、資源化量を把握し、ごみの減量化、資源化に関する意識の向上につなげましょう。
食品ロス削減などの協力店への参加をしましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減などの協力店へ積極的に参加をしましょう。

取り組み	行動内容
食品廃棄物の削減を心がけましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連の事業所は、食品廃棄物の減量、やりサイクルに努めましょう。 ・会議などでは、3010 運動などに協力し、食品ロスを減らしましょう。
リユース可能なものは、リユースを心がけましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの削減のため、事業所内のリユース（ミスコピーの再使用、マイコップ・マイ箸）を実践しましょう。
ごみ分別の徹底を心がけましょう	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での分別を徹底し、紙などの資源は適切な処理を心がけましょう。

5. ごみ処理計画

【収集・運搬計画】

ごみの分別区分に応じた収集・運搬が可能な体制の構築に努めます。ごみ処理事業のうち収集・運搬費に、多額な経費を要しています。分別の区分ごとに、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬量などについて検討し、経済的、効率的な収集・運搬を実施します。

【中間処理計画】

・可燃ごみ・可燃粗大ごみ

可燃ごみ・可燃粗大ごみは、茅ヶ崎市に焼却処理を委託しており、今後も茅ヶ崎市への委託処理を継続していくことから、焼却量の削減に努めます。

・不燃ごみ・大型ごみ

不燃ごみは、平成 26 年度までは一之宮中継所にて保管後、委託業者による資源化または最終処分を実施していました。平成 27 年度以降は、茅ヶ崎市環境事業センターへ処理を委託しています。不燃・大型ごみの処理は、今まで以上に効率的な処理により資源回収を図る必要があり、新たな施設整備を行うことで最終処分量の削減に努めます。

・資源物

平成 24 年 4 月に稼働を開始した寒川広域リサイクルセンターでの適正な処理を推進します。

処理対象：びん、かん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類

保管：金属類、廃食用油、衣類・布類及び直接搬入された古紙類

平成 25 年度より、公共施設等のボックス回収により小型家電の回収を行っています。また平成 28 年度からは蛍光灯、水銀式体温計、水銀式血圧計も資源として回収を行っています。

【最終処分計画】

現在、焼却灰は、茅ヶ崎市より引き取り、業者へ処分を委託しており、埋め立て及び資源化しています。

本町は、一般廃棄物最終処分場の整備は計画せず、今後も最終処分は県外の民間処分場への委託を計画しています。現在の最終処分委託先においては長期的には、処分場の逼迫が考えられることから、埋立処分量や運搬に伴う環境負荷を軽減するため、ごみの排出量削減への取り組みを行うとともに、焼却灰の減量化、資源化を推進します。

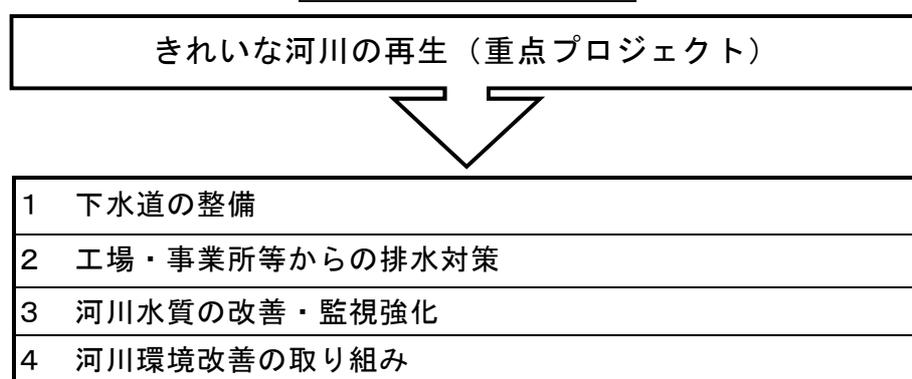
第 2 編 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

【基本方針】

- 1 日常生活を環境への負荷を低減する方向へ変換し、生活排水に起因する水質汚濁を軽減します。
- 2 公共用水域の水質改善を図り快適な水辺環境を得ることを目指します。

施策（取り組み）の体系



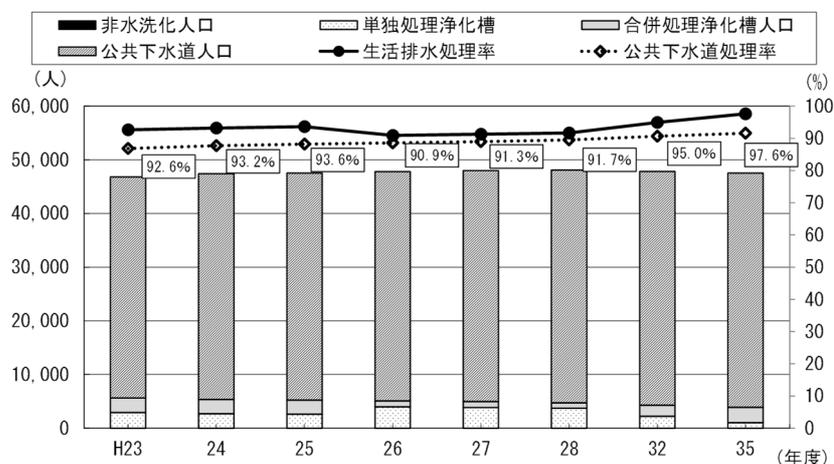
2. 生活排水処理の目標

本町では、下水道整備区域内の水洗化の向上を図り、合併処理浄化槽も含めた生活排水処理率を平成 35 年度末までに 97.6%と定めています。

項 目	平成 28 年度（実績）	平成 35 年度
生活排水処理率	91.7%	97.6%

3. 生活排水処理の現状及び予測

平成 28 年度の生活排水処理率は、91.7%、平成 35 年度は 97.6%と推定されます。なお、し尿と浄化槽汚泥の処理量は、平成 28 年度でし尿 564kℓ、浄化槽汚泥 1,913kℓでした。平成 35 年度は、し尿 156kℓ、浄化槽汚泥 2,936kℓと推定されます。



4. 計画達成のための具体的取り組み

本計画では、環境基本計画に沿った取り組みを推進することとし、以下に示します。

①下水道の整備

公共下水道人口普及率（総人口普及率）の向上

公共下水道水洗化率の向上

②工場・事業所からの排水対策

事業所の排水調査の実施と改善指導

③河川水質の改善・監視強化

河川水質の改善・監視強化（特に小出川）

④近隣自治体との連携による小出川の水質改善

近隣自治体との連携による小出川の水質改善

⑤町民、事業者と一体となった河川環境改善の取り組み

河川美化キャンペーンの実施、住民、事業者、学校などによる河川美化活動の支援
関係団体との連携

ごみの不法投棄防止の意識啓発

⑥親しみのある河川へ

目久尻川ふるさとの川の整備

小出川の護岸整備の推進

川とふれあう事業の実施

生き物の生息状況に関する調査

5. 生活排水処理計画

【収集・運搬計画】

し尿及び単独・合併処理浄化槽の収集、運搬は、現在と同じ形態とします。

将来的には全て浄化槽汚泥となりますから、状況に応じ効率的かつ円滑な収集体制を構築することとします。

【中間処理計画】

中間処理は、現行のとおり寒川町美化センターにて処理します。

将来は、生活排水処理率の向上に伴い、汲み取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥量は減少しますので、これに対応できる適正処理を確立していきます。

【最終処分計画】

浄化槽汚泥は適切な方法で再生、有効利用することは、省資源・省エネルギーに大きく貢献します。脱水残渣はできる限り再利用を進めていきます。

一般廃棄物処理基本計画（改定） 概要版 平成 年 月 発行

発行 寒川町役場

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

電話：(0467) 74-1111 FAX：(0467) 74-9141